

第六次大野市総合計画策定幹事会設置要綱

(令和元年 5 月 10 日告示第 129 号)

(設置)

第 1 条 第六次大野市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たって、大野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の審議を円滑に推進するため、第六次大野市総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定上必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 幹事会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体から推薦があった者
- (2) 公募委員（審議会に参画している者）
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、総合計画策定の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長)

第 5 条 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、委員の互選により決定する。
- 2 幹事長は、幹事会を統括し、幹事会の議長を務める。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 幹事会の会議の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全体会

(2) 専門部会

(会議の役割)

第7条 会議の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全体会 調査及び研究を行った内容を総括し、審議会に報告する。

(2) 専門部会 詳細な調査及び研究を行うため、必要に応じて設置するものとする。

(会議の運営)

第8条 会議の運営は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全体会 幹事長が必要に応じて招集し、会議の議長を務める。

(2) 専門部会 部会長及び副部会長1人を置く。部会長は、専門部会を総括し、会議を招集し、会議の議長を務める。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、企画総務部政策局総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。